

職員の給与改定に係る条例案件について

1 人事委員会勧告等に基づく給与改定

(1) 給料表(平成22年12月改定)

0.1%(中高年齢層を引き下げ。若年層および医師は据置)

(2) 期末・勤勉手当(平成22年12月改定)

一般職 年間 4.15月 3.95月(0.2月)

		6月期			12月期			年間 月数
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
特定幹部職員 (次長級以上)	22年度	1.05	0.90	1.95	1.15	0.85	2.00	3.95
	23年度以降	1.025	0.875	1.90	1.175	0.875	2.05	
上記以外職員	22年度	1.25	0.70	1.95	1.35	0.65	2.00	3.95
	23年度以降	1.225	0.675	1.90	1.375	0.675	2.05	
再任用職員	22年度	0.65	0.35	1.00	0.80	0.30	1.10	2.10
	23年度以降	0.65	0.325	0.975	0.80	0.325	1.125	
特定任期付職員 任期付研究員	22年度	1.45	-	1.45	1.50	-	1.50	2.95
	23年度以降	1.40	-	1.40	1.55	-	1.55	

特別職 年間 3.10月 2.95月(0.15月)

		6月期			12月期			年間 月数
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
特別職の職員 および教育長	22年度	1.45	-	1.45	1.50	-	1.50	2.95
	23年度以降	1.40	-	1.40	1.55	-	1.55	

(3) 義務教育等教員特別手当(平成23年1月改定)

支給限度額 月額 11,700円 8,000円(3,700円)

2 条例案

- ・滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案(人事課)
- ・滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案(人事課)
- ・滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案(人事課)
- ・滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案(人事課)
- ・滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案(教職員課)
- ・滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案(教育総務課)